

## 燃料高騰支援事業

### いまばり暮らし燃料支援クーポン利用可能店舗募集要項（2次募集）

以下に記載する内容をよくご確認のうえ、いまばり暮らし燃料支援クーポン利用可能店舗として登録される場合は、「いまばり暮らし燃料支援クーポン」利用可能店舗登録（変更）申請書及び口座登録申込書に必要事項をご記入のうえ、申請を行ってください。

#### 1 事業目的

燃料費の急激な高騰を受け、家計への影響を受けている今治市民に対し、予算の範囲内において燃料費の一部を助成するための燃料クーポンを配布することにより、市民の負担を軽減し、安定した市民生活を支援することを目的とする。

#### 2 事業内容

##### (1) 燃料クーポンの通称

いまばり暮らし燃料支援クーポン

##### (2) クーポン交付対象者

令和5年9月30日に今治市に住民登録がある世帯

##### (3) クーポンによる助成の内容

- ・1世帯5千円分（500円券10枚）のクーポンを対象世帯に配布
- ・クーポンは市の登録店舗（ガソリンスタンド）において、ガソリン、軽油及び灯油に利用することができる。

##### (4) クーポン発送時期

令和5年11月より発送

##### (5) クーポン利用期間

世帯にクーポンが届いた日から令和6年1月31日（水）まで

#### 3 クーポン利用可能店舗の登録について

登録資格のある事業者は、市内の給油事業者とします。

##### (1) 申込方法

「いまばり暮らし燃料支援クーポン」利用可能店舗登録（変更）申請書及び口座登録申込書に必要事項を記入し、指定窓口もしくは郵送にてご提出ください。

##### 【提出先】

- ・窓口：今治市役所市民参画課、各支所住民サービス課
- ・郵送：〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市役所市民参画課

##### (2) 申込期限（2次募集）

令和5年12月15日（金）まで

※窓口提出の場合は、土日、祝日を除きます。

##### (3) 登録料

無料

#### (4) 登録の選定について

申請書受付後審査を行い登録可能としたときは、後日「いまばり暮らし燃料支援クーポン」利用可能店舗登録書、利用可能店舗表示、クーポン見本、「いまばり暮らし燃料支援クーポン」代金請求書、委任状を送付します。

#### 4 利用済クーポンの代金請求について

「いまばり暮らし燃料支援クーポン」代金請求書に、利用済クーポン（今治市保管用：裏面に店舗名と利用日付を記入）を添えて、毎月月末締めで翌月 10 日までに、指定窓口もしくは郵送にて提出してください。なお、10 日が土日、祝日の場合は、その直前の平日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の執務時間中に提出してください。

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は受付できません。

##### 【注意事項】

- ・店舗登録申請者とクーポン代金の請求者が異なる場合は、委任状の提出が必要です。
- ・利用済みクーポン（今治市保管用）が添えられていないと、請求ができません。
- ・クーポンの登録店舗控用は、登録事業者が 5 年間保管してください。

##### 【提出先】

- ・窓口：今治市役所市民参画課、各支所住民サービス課
- ・郵送：〒794-8511 今治市別宮町一丁目 4 番地 1 今治市役所市民参画課

##### 【最終請求日】

令和 6 年 2 月 9 日（金）

執務時間中（午後 5 時 15 分まで）に届くように、指定窓口もしくは郵送にて提出してください。

上記期間を過ぎての請求には応じられませんのでご注意ください。

#### 5 クーポン取り扱い厳守事項

- ・クーポンは、利用可能店舗として市に登録された店舗のみでしか利用できません。
- ・クーポンは、ガソリン・軽油・灯油に利用してください。
- ・有効期限を過ぎたクーポンは利用できません。
- ・購入額が額面金額の総額を上回る場合の差額は、購入者に自己負担してもらってください。
- ・購入額が額面金額を下回る場合のつり銭はお返ししないでください。
- ・クーポンの現金引き換えや、未使用分の払い戻しは禁止します。
- ・クーポンの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、今治市は責任を負いません。

#### 6 利用加盟登録店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

(1) クーポン利用可能店舗であることが明確になるよう、利用可能店舗表示を消費者に分かりやすい場所に掲示してください。

(2) 消費者が利用するクーポンについて、受け取って問題ないかの確認をしてください。

なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、クーポンの受

け取りを拒否するとともに、速やかに今治市に報告してください。

- (3) クーポンを受け取った時は、再流通を防止するため、クーポン裏面に、店舗名と利用日付を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 登録された店舗名と、クーポン裏面に押印または記入された店舗名が異なると、クーポン代金を請求できない場合がありますので、ご注意ください。
- (5) クーポンの譲渡及び貸与は行わないでください。
- (6) 利用期間中における商品の購入に利用されたクーポンのみ代金請求が可能です。

## 7 利用可能店舗の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合、クーポン代金請求の拒否や取扱店舗の登録取消、損害金が生じた際は、請求する場合があります。

## 8 その他留意事項

2次募集により「いまばり暮らし燃料支援クーポン」利用可能店舗として今治市が登録した店舗は、クーポンを使える店舗として店舗の名称、住所、電話番号の情報を、今治市のホームページに掲載いたします。

### 【利用可能店舗登録に関する問合せ先】

今治市役所市民参画課 市民生活係

TEL 0898-36-1530

※土日、祝日、年末年始は除きます。